

最高乗務距離の指定地域及び最高限度の指定について（Q & A）

Q 1. 高速自動車国道及び自動車専用道路（自動車専用道路と同様の交通規制がされている道路を含む。以下「高速自動車国道等」という。）となったが、具体的にはどのような道路か。

A 1.

高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道です。

自動車専用道路とは、道路法第48条の2に規定する自動車専用道路です。

近畿運輸局管内の平成25年12月現在のもを参考までに例示します。

【例】

1. 近畿管内における高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項に規定する道路）
名神高速道路、新名神高速道路、西名阪自動車道、近畿自動車道、阪和自動車道、舞鶴若狭自動車道、中国自動車道、山陽自動車道、関西空港自動車道

2. 近畿管内における自動車専用道路（道路法第48条の2に規定する自動車専用道路及び交通規制により道路法第48条の2に規定する自動車専用道路と同等の扱いとされている道路）

①高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路

京滋バイパス、第二京阪道路、名阪国道、湯浅御坊道路、那智勝浦新宮道路

②一般国道の自動車専用道路

京奈和自動車道（京奈道路、大和御所道路、五條道路、橋本道路、紀北東道路）

京都縦貫自動車道（綾部宮津道路、丹波綾部道路、京都丹波道路、京都第二外環状道路）

北近畿豊岡自動車道（春日和田山道路、遠阪トンネル有料道路、和田山八鹿道路）

本州四国連絡道路（神戸淡路鳴門自動車道）

国道2号のうち加古川バイパス、姫路バイパス、太子竜野バイパス、浜手バイパス

国道26号のうち第二阪和国道

（堺市堺区翁橋町1丁～堺市西区浜寺船尾町東1丁【堺高架橋】）（阪南市自然田～淡輪ランプ）

国道29号のうち姫路西バイパス

国道161号のうち湖西道路

※平成25年12月27日～平成26年1月6日までA1. に例示として掲載しておりました「西大津バイパス」は自動車専用道路ではありませんでしたので平成26年1月6日に削除いたしました。

お詫びをして訂正いたします。

③阪神高速道路株式会社管理道路（新神戸トンネルを除く）

④各道路公社管理道路

- ・大阪府道路公社（箕面有料道路、第二阪奈有料道路、南阪奈有料道路、堺泉北有料道路）
- ・兵庫県道路公社（播但連絡道路）
- ・奈良県道路公社（第二阪奈有料道路）

Q 2. 附則 3. の自動車専用道路（自動車専用道路と同様の交通規制がされている道路を含む。）の（ ）書きは具体的にはどういう道路を指すのか。

A 2.

Q 1. で例示した道路の④各道路公社管理道路 大阪府道路公社が管理している道路のうち、同じ道路公社の管理道路でありながら他の道路と異なり自動車専用道路ではない「堺泉北自動車道」を想定して（ ）書きの記載をしたものである。

Q 3. 前回の公示では、原則、高速自動車国道等を利用した距離を含むものとし、例外として、乗務記録に利用した高速自動車国道等の路線名、利用区間及び利用距離について記載がある場合であって、かつ、当該高速自動車国道等の通行料金の支払いを証する領収証等（又はその写し）が添付を前提として、高速自動車国道等を1回の利用において連続して50km以上利用した場合にあっては、当該利用の距離にかかわらず、50kmを利用したものとみなして乗務距離に算入することとしていたが、新公示では、高速自動車国道等は4分の1換算で乗務距離に算入することとしたのは理由如何。

A 3.

高速自動車国道等の乗務距離の算入については、一般道路と高速自動車国道等の速度較差を勘案して、4分の1換算することとしました。

また、名阪国道など無料の高速自動車国道等も存在し、走行環境は有料、無料を問わず、同様なことから、乗務距離に算入する条件は同様とし、領収証の添付は一律求めないこととしました。

高速自動車国道等の名称、利用をした区間、利用をした時刻、利用料金の、乗務記録への記載について、運転者及び運行管理者に周知していただくようお願いします。

Q 4. 他局では高速自動車国道等は、控除対象としているが、近畿運輸局においては高速自動車国道等を算入対象とした理由如何。

A 4.

近畿では、京阪神で高速道路網が整備されており、実態調査による利用実績は、1乗務あたり約1回利用されており、日常的に利用されていることから、一般道路と高速自動車国道等の時速の較差で算入することとしました。

Q 5. 前回の公示では、「乗務記録に利用した高速自動車国道等の路線名、利用区間及び利用距離について記載がある場合であって、かつ、当該高速自動車国道等の通行料金の支払いを証する領収証等（又はその写し）が添付を求めていたが、新公示では領収証の添付は求めていないのか。

A 5.

新公示においては、Q 3. のとおり無料の自動車専用道路も4分の1換算し算入することとしたため、領収証やETCの利用明細が発行されない区間もあることから、乗務記録に高速自動車国道等の名称、利用をした区間、利用をした距離、利用した時刻、利用料金を記録することとしました。

なお、ETC利用明細、領収証等（又はその写し）を乗務記録に添付することにより記録することとされている内容が把握できる場合は、乗務記録による記録に替えることができることとします。

Q 6. 附則3. のなお書きの乗務記録に高速自動車国道等の名称、利用した区間、利用をした距離、利用料金の記載がない場合は、高速自動車国道等を利用していても4分の1換算対象とはならないのか。

A 6.

なりません。

利用をした事実を証する記載等がある場合に限り4分の1換算とします。